

自分の国へ帰ることができない外国人へ



1 「短期滞在」ビザで日本にいる外国人

⇒ 90日 すぎても 国に 帰る ことが できないと 「短期滞在 (90日)」ビザを もらう ことができます。

2 「技能実習」, 「特定活動 (外国人建設就労者 (32号), 外国人造船就労者 (35号))」ビザで日本にいる外国人

⇒ 「特定活動 (6か月・就労可^{*1})」ビザを もらう ことができます。

(注意1) 前と同じ 仕事 (※) を する 人が もらう ことができます。

※ 前と 同じ 仕事 が 見つからない 時は 前の 仕事に 関係する 仕事でも 働く ことができます。詳しくは 「移行対象職種・作業一覧」を 見て ください。

(注意2) 「特定活動 (インターンシップ (9号), 製造業外国従業員 (42号))」ビザの 人で 同じ 仕事を したい 人は 「特定活動 (6か月・就労可)」ビザを もらう ことができます。

(注意3) 「短期滞在」や 「特定活動 (6か月・就労不可^{*2})」に 変えた 人も 「特定活動 (6か月・就労可)」ビザを もらう ことができます。

(注意4) 「特定活動 (サマージョブ (12号))」ビザの 人で 前と 同じ 仕事を したい人は 「特定活動 (3か月・就労可)」ビザを もらう ことができます。
< ^{*1} 就労可… 働く ことができます ^{*2} 就労不可… 働く ことが できない >

3 「留学」ビザで仕事をしたい人

⇒ 「特定活動 (6か月・週28時間以内のアルバイト可)」ビザを もらう ことができます。

※ 10月19日から 卒業の 時期や 卒業を したか しないかは 問題 ありません。

(注意) 「短期滞在」や 「特定活動 (帰国困難^{*3}・就労不可, 出国準備^{*4})」ビザで 留学生だった 人も 「特定活動 (6か月・週28時間以内のアルバイト可)」ビザを もらう ことができます。
< ^{*3} 帰国難… 国に 帰る ことが できない ^{*4} 出国準備… 国に 帰る 準備 >

4 その他の在留資格 (ビザ) の人 (上の2と3で仕事をしたくない人)

⇒ 「特定活動 (6か月・就労不可)」ビザを もらう ことができます。

(注意) 上の 1~4 について 国に 帰れない ことが 続いている 時は 次も 同じ ビザを もらう ことができます。